

障がいのある方のための各種制度



洞爺湖町

障がいのある方が利用できるさまざまな制度を掲載しております。

ここに紹介した各種制度は、社会の情勢によって内容が変わることがございますので、詳細について関係機関へお問い合わせいただき、有効にご活用ください。

また、手帳等級や種類、所得等により対象とならない場合がございますので、詳細ページ又は担当窓口でご確認ください。

【目次】

1. 障がい者手帳について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 身体障害者手帳	身体	洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ	5
2) 療育手帳	知的		5
3) 精神障害者保健福祉手帳	精神	洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター 健康指導グループ	6

2. 各種相談について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 相談支援事業	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ	7
2) 身体障害者・知的障害者 相談員	身体・知的		7
3) 地域相談員	全区分		7
4) 民生委員・児童委員	全区分		7
5) 心身障害者巡回相談の 実施	全区分		7
6) 巡回児童相談	全区分		7
7) 障害者110番	全区分	北海道障がい者社会参加推進センター	8

3. 医療費の助成(給付)について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 重度心身障害者医療費 助成制度	全区分	洞爺湖町役場 住民課 国保医療グループ	9
2) 自立支援医療 (更生医療)	身体	洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ	9
3) 自立支援医療 (育成医療)	身体	室蘭保健所 子ども・健康推進課 子ども未来係	9
4) 自立支援医療 (精神通院医療)	精神	洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター 健康指導グループ	10
5) 小児慢性特定疾患医療 給付	特定疾患	室蘭保健所 子ども・健康推進課 子ども未来係	10
6) 特定疾患、難病などの医 療給付	特定疾患、 難病	室蘭保健所 健康推進課 保健予防係	10
7) 治療用装具	身体	(国保・後期高齢)洞爺湖町役場 住民課 国保医 療グループ (社保)室蘭年金事務所 (その他の健康保険) 各健康保険の窓口へ	11

4. 手当・年金等について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 特別児童扶養手当	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ	12
2) 障害児福祉手当	全区分		12
3) 特別障害者手当	全区分		12
4) 児童扶養手当	全区分		13
5) 国民年金 (障害基礎年金)	全区分	洞爺湖町役場 住民課 住民・戸籍年金グループ	13
6) 厚生年金 (障害年金、障害手当金)	全区分	室蘭年金事務所	14
7) 特別障がい給付金	全区分	洞爺湖町役場 住民課 住民・戸籍年金グループ	14
8) 北海道心身障害者 扶養共済制度	全区分	胆振総合振興局 社会福祉課 地域福祉係	14

5. 公共料金等の割引、減免について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) JR運賃の割引制度	身体、知的	JR洞爺駅 またはJRの各窓口へ	15
2) 民営バス(道南バス) 割引制度	身体、知的	道南バス株式会社 洞爺営業所	15
3) タクシー運賃の割引制度	身体、知的	最寄りのタクシー会社へ	15
4) 有料道路における 通行料金割引制度	身体、知的	洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ	16
5) 国内航空運賃の 割引制度	身体、知的	各航空会社の航空券販売窓口へ	16
6) NHK放送受信料 免除制度	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ またはNHK 室蘭放送局	16
7) NTTふれあい案内 (無料番号案内)	全区分	NTT ふれあい案内担当	17
8) 携帯電話の 基本使用料等の割引	全区分	各携帯会社のお客センター等へ	17
9) 精神障害者社会復帰施 設通所交通費助成	精神	洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター 健康指導グループ	17
10) じん臓機能障がい者 通院交通費助成	身体	胆振総合振興局 保健環境部 保健福祉室 社会福祉課 地域福祉係 または洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者 グループ	17

6. 税金の控除・減免について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 所得税の控除	全区分	室蘭税務署	18
2) 個人住民税の所得控除	全区分	洞爺湖町役場 税務財政課 税務グループ	18
3) 個人住民税の 非課税措置	全区分	洞爺湖町役場 税務財政課 税務グループ	18

4) 相続税の控除	全区分	室蘭税務署	18
5) 自動車税の課税免除・ 自動車取得税の減免	全区分	胆振総合振興局 課税課 自動車税係	18
6) 軽自動車税の減免措置	全区分	洞爺湖町役場 税務財政課 税務グループ	19

7. 障がい者自立支援法に基づくサービス

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 障がい福祉サービス	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ	21
2) 自立支援事業	身体、精神	(育成医療)室蘭保健所 子ども・健康推進課 子ども未来係 (更生医療)洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ (精神通院医療)洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター	22
3) 補装具費	身体	洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ	23

8. 地域生活支援事業

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 相談支援事業	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課 福祉・高齢者グループ	24
2) コミュニケーション 支援事業	身体		24
3) 日常生活用具の 給付事業	身体、知的		24
4) 移動支援事業	全区分		27
5) 地域活動支援センター 事業	全区分		27
6) 更生訓練費給付事業	身体		28
7) 日中一時支援事業	全区分		28

9. その他の制度について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 駐車禁止除外指定車標 章の交付	全区分	伊達警察署 交通課	29
2) 車いすの貸出	身体	洞爺湖町 社会福祉協議会	29
3) 生活福祉資金制度	全区分		29
4) 地域福祉権利擁護事業	全区分		30
5) 町営住宅の入居資格	全区分	洞爺湖町役場 建設課 建築・住宅グループ	30
6) 町営住宅の家賃算定に おける控除	全区分		30
7) 成年後見制度	知的、精神	札幌家庭裁判所 室蘭支部	30
8) 郵便等による不在者投票 制度	身体	洞爺湖町 選挙管理委員会	30
9) マル優制度	身体	各金融機関窓口	31
10) 障がい者入浴助成	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ	31

11)福祉有償運送サービス	全区分	洞爺湖町在宅介護支援センター	31
12)オストメイト対応トイレ設置公共施設	身体		31
13)障がいのある方に関するマーク			32

10. 雇用の促進について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 北海道障がい者職業能力開発校の入学	全区分	国立北海道障がい者職業能力開発校	34
2) 事業主に対する諸制度	全区分	ハローワーク伊達	34
3) 障がい者就業・生活支援センター事業	全区分	胆振日高 障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	34

11. 特別支援教育・障がい児保育について

制度	対象区分	担当窓口	ページ
1) 特別支援教育就学奨励費支給事業	全区分	洞爺湖町 教育委員会 管理課 学校教育グループ	35
2) 保育料の減免	全区分	洞爺湖町 教育委員会 管理課	35
3) 障がい児保育	全区分	保育・高校教育グループ	35
4) 家庭訪問	全区分	洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター 健康指導グループ	35

1 障害者手帳について

1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。

障害の程度によって、1 級から 7 級までに区分されます。

なお、手帳の交付対象は 1 級から 6 級までです。また、交付を受けた後、障害程度に変化があった場合等には、再交付を受けることができます。

障害種別及び等級は、別紙「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

手続き	必要なもの
新規申請	交付申請書、指定医師の診断書、印鑑、写真(注 1)
手帳の紛失、破損	再交付申請書、印鑑、写真(注 1)、(破損の場合)手帳
障害程度の変更、障害名の追加	再交付申請書、指定医師の診断書、印鑑、写真(注 1)、手帳
氏名・町内転居	居住地(氏名)変更届、手帳、印鑑
手帳の返還 (死亡、障害の消失・軽減)	返還届、手帳、届出をする方の印鑑
町外転出	転出先の市町村で、必ず手続きして下さい。

(注 1)写真は 1 年以内に写した無帽で上半身のもの(縦 4cm×横 3cm、1 枚)

【担当】洞爺湖町役場 障害福祉課 福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

2) 療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、さまざまな制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。

障害の程度により、A(最重度・重度)、B(中度・軽度)に区分されます。また、交付を受けた後、障害程度に変化があった場合等には、再交付を受けることができます。

手帳の交付を受けるには、児童は北海道室蘭児童相談所、18 歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所で判定を受ける必要があります。

手続き	必要なもの
新規申請	交付申請書、印鑑、写真(注 1)
手帳の紛失、破損	再交付申請書、印鑑、写真(注 1)、(破損の場合)手帳
障害程度の変更	再交付申請書、印鑑、写真(注 1)、手帳
氏名・町内転居	記載事項変更届、手帳、印鑑
手帳の返還 (死亡、障害の消失・軽減)	返還届、手帳、届出をする方の印鑑
町外転出	転出先の市町村で、必ず手続きして下さい。

注 1)写真は 1 年以内に写した無帽で上半身のもの(縦 4cm×横 3cm、1 枚)

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。

精神の疾患があり、精神障害のために日常生活や社会生活に不自由のある方が対象となり、障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

また、交付を受けた後、障害程度に変化があった場合等には、再交付を受けることができます。

有効期限は2年で、3ヶ月前から継続申請ができます。

手続き	必要なもの
新規申請、更新申請	交付申請書、印鑑、写真(注1)、 指定医師の診断書(注2)(または障害年金証書)
手帳の紛失、破損	手帳(破損のみ)、印鑑、写真(注1)
障害程度の変更	手帳、印鑑、写真(注1)、 指定医師の診断書(注2)(または障害年金証書)、
氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳、印鑑
手帳の返還 (死亡、障害の消失・軽減)	手帳
市外転出	転出先の市町村で、必ず手続きして下さい。

(注1)写真は1年以内に写した無帽で上半身のもの(縦4cm×横3cm、1枚)

(注2)診断書は初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター健康指導グループ 電話 76-4006

2. 各種相談について

1) 相談支援事業

洞爺湖町では、障がいのある方・家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行う「相談支援事業」を実施しています。（利用料はかかりません。）

《事業内容》

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、地域自立支援協議会の運営、住宅入居等支援事業

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

2) 身体障害者・知的障害者相談員

町内には、障がいのある方の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言等を行う身体・知的障害者相談員が配置されています。詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

3) 地域相談員

町内には、知事から委嘱を受けて、障がい者に対する虐待、差別等の不利益な扱いや地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに関係機関に情報提供する地域相談員が配置されています。詳しいことは担当にお問合せ下さい。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

4) 民生委員・児童委員

町内には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がおり、担当地域内の障がいのある方、高齢者、生活に困っている人の相談に応じ、必要な助言、援助を行っています。また、児童委員も兼ねており、児童の健全育成や妊産婦などについても相談を受けています。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

5) 心身障害者巡回相談の実施

道立心身障害者総合相談所の職員が、知的障がいのある方及び身体障がいのある方を対象に医学的・心理学的及び職能的判定等を行い、併せてその更生に必要な総合相談に応じ、社会的更生について助言、指導を行います。

実施時期及び会場は町広報誌でお知らせいたします。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

6) 巡回児童相談

北海道室蘭児童相談所の職員が、洞爺湖町役場内で児童の発達についての相談や療育手帳の判定等を行います。

実施時期は町広報誌でお知らせいたします。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

7) 障害者110番

障がいのある方(身体・知的・精神)の権利擁護にかかる相談に対応するため、相談窓口を設置して受理した内容により専門機関を紹介したり、弁護士などの専門家に依頼して障害者の地域生活の安定とその福祉の向上を図ることを目的とし、下記相談を受けております。

《相談内容》

生命・身体に関する危害、財産に対する侵害、相続関係、金融・消費・契約関係、雇用・勤務条件関係、職場・施設での人権関係、隣人・知人との人権関係、家族・親族との人権関係、その他必要な相談

【担当】北海道障害者社会参加推進センター 電話 011-252-1233

(24時間対応のFAX・留守番電話) 011-252-1235

3. 医療費の助成(給付)について

1) 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がいのある方に対し、保険診療の医療費本人支払い分の全額、または一部を助成します。
(入院中の食事代および保険のきかない費用は除く。)

《対象》

- ・身体障害者手帳 1 から 2 級の方または 3 級の内部障がいのある方
- ・知能指数(IQ)がおおむね 35 以下等の知的障がいのある方
- ・精神福祉手帳 1 級の方(入院除く)

《手続きに必要なもの》

身体障害者手帳(又は療育手帳、国民年金証書等)、健康保険証、印鑑

【担当】洞爺湖町役場 住民課 国保医療グループ 電話 74-3002

2) 自立支援医療(更生医療)

治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費の一部を助成します。

原則医療費の 1 割が自己負担となりますが、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

《対象》

18 歳以上で、更生医療の給付内容に対応した障害の身体障害者手帳を有している方。(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《給付内容》

人工関節置換術、ペースメーカー埋込み術、人工透析療法、腎移植術など

《手続き》

事前に申請があり、道立心身障害者総合相談所の判定により給付決定されることが原則です。

手続きは、担当もしくは指定医療機関の相談窓口で確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の意見書、保険証の写し、特定疾病療養受給者証の写し(人工透析の場合)、所得が確認できる書類、身体障害者手帳、印鑑

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

3) 自立支援医療(育成医療)

指定医療機関での医療費の一部を助成します。

原則医療費の 1 割が自己負担となりますが、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

《対象》

18 歳未満の身体に障がいがある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、医療の給付によって確実な治療効果が期待できること。(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《給付の対象となる疾患》

肢体不自由によるもの、視覚障害によるもの、聴覚、平衡機能障害によるもの、音声、言語、そしゃく機能障害によるもの、内臓障害によるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る。)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

《手続き》

事前に担当へ確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の意見書、保険証、所得が確認できる書類

【担当】室蘭保健所 子ども・健康推進課子ども未来係 電話 0143-24-9845

4) 自立支援医療(精神通院医療)

精神に疾患があり、通院治療している方に対して、医療費が助成されます。

原則医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて1月あたりの上限額が定められています。

診察料・薬代が対象となりますが、処方された薬のうち、風邪薬や吐き気止めなどの胃薬など、直接精神病を治療するもの以外の薬は対象外となります。

《対象》

精神科領域の病気にかかっていて、精神科、神経科もしくは心療内科などの医療機関に定期的に通院している方(入院治療されている方は、対象外となります。)

(注)精神病、知的障害、精神病質、神経症のうち、心因精神病もしくは精神病質のうちに属するものを含みます。

(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《手続き》

事前に担当へ確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の診断書、健康保険証の写し、課税証明書、印鑑等

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター健康指導グループ 電話 76-4006

5) 小児慢性特定疾患医療給付

小児慢性疾患に、り患している児童に対し、医療給付を行っています。また、長期入院を必要としている児童に対し、学用品や日用品の支給を行っています。

《対象疾患》

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、肝疾患、骨疾患

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】室蘭保健所 子ども・健康推進課子ども未来係 電話 0143-24-9845

6) 特定疾患、難病などの医療給付

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定の疾患について医療費の助成(治療研究)を行い、患者の医療費の負担を軽減します。

《対象》

難病性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)は現在 130 疾患あり、うち 45 疾患が特定疾患治療研究事業の対象です。(注)特定疾患治療研究事業の対象疾患であっても、重症度に応じて治療研究事業(公費負担)の対象とならない場合があります。

詳しいことは担当課にお問い合わせ下さい。

【担当】室蘭保健所 健康推進課保健予防係 電話 0143-24-9843

7) 治療用装具

通院・入院中に医師が治療のために必要としたもののうち、各健康保険で治療用装具として認められているものについては、助成を受けることができます。

《対象》

各健康保険で治療用装具として認められているもの。(コルセット、サポーター、義足、義手など)

(注 1)日常生活や仕事上で必要なものなどは、対象となりません。

(注 2)身体的欠損、機能損傷を補うために必要な場合は、「補装具費給付」などの制度があります。

《手続き》

医師の指示により治療用装具を購入後、各健康保険の窓口で手続きをして下さい。

《必要なもの》

医師の証明書、装具の領収書、保険証、印鑑、被保険者の通帳

【担当】(国保・後期高齢)洞爺湖町役場 住民課 国保医療グループ 電話 74-3002

(社保)室蘭年金事務所 電話 0143-24-7101

(その他の健康保険) 各健康保険の窓口へ

4. 手当・年金等について

1) 特別児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者に、手当が支給されます。

手当額 1級 月額50,400円、2級 月額33,570円

《対象》

- ・精神又は身体に別紙「国民年金法障害等級表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 4月・8月・11月

《必要なもの》

世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳又は療育手帳(所持者のみ)、印鑑、手当用診断書、保護者名義の預金通帳など

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

2) 障害児福祉手当

在宅の満20歳未満の重度障がいのある方のうち、日常生活において常時介護を必要とする方には、手当が支給されます。

手当額 月額 14,280円

《対象》

- ・精神又は身体に「障害児福祉手当障害程度表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 2月・5月・8月・11月

《必要なもの》

身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑、手当用診断書、障がいのある児童名義の預金通帳など

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

3) 特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障がいのある方のうち、日常生活に常時特別の介護を必要とする方には、手当が支給されます。

手当額 月額 26,260円

《対象》

- ・精神又は身体に「障害者手当障害程度表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。
- ・公的年金併給可
- ・3ヵ月を超える入院は不可

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 2月・5月・8月・11月

《必要なもの》

身体障害者手帳又は療育手帳、年金証書、年金振込通知書、印鑑、手当用診断書、障がいのある方名義の預金通帳など

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

4) 児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童、もしくは父又は母が重度の障がいの状態にある児童の母又は父又は父母に代わり児童を養育している方に、手当が支給されます。

《対象》

18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がいの状態にある20歳未満の者を含む)で、父又は母の状態が次に該当すること

- ・離婚、死別、生死不明、遺棄、未婚のため父又は母がいない
- ・父又は母が重い障がいのある方
- ・対象児童が施設に入所していないこと
- ・請求者(受給者)が公的年金(老齢福祉年金は可)を受給していないこと
- ・父又は母が障害の場合、国民年金法及び厚生年金保険法の1級にほぼ相当し、児童が加算の対象になっていない場合は、該当する。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 4月・8月・12月

《必要なもの》

戸籍謄本(申請者及び子)、住民票(世帯全員)年金手帳、請求者名義の預金通帳、印鑑など

(注)障がいの等級によっては、診断書が必要な場合もあります。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

5) 国民年金(障害基礎年金)

障害基礎年金は、以下の1.から3.までの3つの条件を満たしたときに支給されます。

《対象》

1. 障がいの原因となった病気・けがのため初めて医師の診療を受けた日(「初診日」といいます)において、次のア、イ、ウのいずれかに該当していること

ア.20歳以上65歳未満で国民年金に加入中である

イ.60歳以上65歳未満で国内に在住している(老齢基礎年金繰上げ受給者を除く)

ウ.20歳未満である

2. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間のうち、保険料納付済期間と、免除期間を合算した期間が、3分の2以上になっていること(平成28年3月31日までは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの、直前の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています)

3. 初診日から1年6ヶ月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の重度の障害に該当していること(1年6ヶ月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当しなかったとしても、その後65歳に達する日の前日までに障害が重くなった場合は、65歳に達する日の前日までに年金を請求することができます)

(注)他の年金を受けられるときは、選択による受給制限があります。また、20歳より前に初診日がある場合は、保険料納付の要件はありませんが、本人所得による受給の制限があります。

《手続き》

初診日が、第1号被保険者期間内、20歳未満、60歳以上65歳未満にあるときは市役所国民年金係、第3号被保険者期間内にあたるときは室蘭年金事務所で手続きすることになります。詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町役場 住民課住民・戸籍年金グループ 電話 74-3002

6) 厚生年金(障害年金、障害手当金)

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病によって、障害を有するようになった場合、障害年金または障害手当金が支給されます。

納付要件等の資格要件がありますので、詳しいことは、室蘭年金事務所におたずね下さい。

【担当】室蘭年金事務所 電話 0143-50-1005

7) 特別障害給付金

特別障害給付金は、国民年金に任意で加入できた期間に任意加入をしなかったことにより、その期間内に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある障害について、国民年金の障害基礎年金を受給できなかった障がい者の方のために、年金制度とは別の福祉的制度として、平成 17 年 4 月から創設されました。

《国民年金に任意加入できた期間とは》

1. 平成 3 年 3 月以前に学生であった期間
2. 昭和 61 年 3 月以前に厚生年金や共済組合等に参加していた方の配偶者であった期間。

《対象》

上記 1.または 2.の期間中に任意加入をしていなかったが、その期間内に障害の原因となった病気やけがの初診日(初めて医師の診断を受けた日)があり、障害基礎年金 1 級あるいは 2 級と同様の障がい状態にある人

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町役場 住民課住民・戸籍年金グループ 電話 74-3002
室蘭年金事務所 電話 0143-50-1005

8) 北海道心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたと認められたときから、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金をお支払する制度です。

《対象》

知的障がいのある方、障害等級 1 級から 3 級までの身体障がいのある方及びこれに準ずる障がい(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)のある方の配偶者と、その障がいのある方を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で 65 歳未満の方(重病を患っている場合は、加入できない場合があります。)

《必要なもの》

加入申込書、申込者(被保険者)告知書、障害証明書、加入申込者(保護者)および心身障がいのある方(児童)の住民票各 1 通、身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑

【担当】胆振総合振興局社会福祉課地域福祉係 電話 0143-24-9836

5. 公共料金等の割引、減免について

1) JR運賃の割引制度

身体障がいのある方及び知的障がいのある方は、JR 線について次の割引が適用となります。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	取扱区間
第 1 種	ご本人さま単独	普通乗車券	50%	片道 101km以上利用の場合
	ご本人さまと介護者の方	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	50%	全区間
第 2 種	ご本人さま単独	普通乗車券	50%	片道 101km以上利用の場合
	ご本人さまと介護者の方 (ご本人さまが 12 歳未満の場合のみ)	定期乗車券	50%	全区間

《第 1 種・第 2 種について》

身体障害者手帳、療育手帳のそれぞれの「旅客鉄道(株)旅客運賃減額」欄に、第 1 種又は第 2 種と記載されています。

(注)私鉄の割引は JR に準じていますが、各窓口で確認して下さい。

《手続き》

駅の窓口到手帳を提示して、乗車券を購入して下さい。

【担当】JR 洞爺駅 電話 76-2525 または JR の各窓口へ

2) 民営バス(道南バス)割引制度

身体障がいのある方及び知的障がいのある方が、民営バス(道南バス)を利用する場合に、運賃が割引されます。

利用区分	割引内容
身体障害者手帳又は療育手帳の第 1 種の方	本人及び介護者 1 人 50%の割引
身体障害者手帳又は療育手帳の第 2 種の方	本人のみ 50%の割引

(注)道南バス以外を利用される場合は、あらかじめ各バス会社におたずね下さい。

《手続き》

乗車券購入の際及び降車の際に身体障害者手帳又は療育手帳を提示して下さい。

【担当】道南バス株式会社洞爺営業所 電話 75-2351

3) タクシー運賃の割引制度

タクシー料金が 10 パーセント割引になります。

《対象》

降車時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示して下さい。

個人タクシー等で割引制度を実施していない場合がありますので、各最寄のタクシー会社にご確認ください。

【担当】最寄のタクシー会社へ

4) 有料道路における通行料金割引制度

有料道路の通行料金が通常料金の半額になります。

《対象者》

①障がいのある方ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

②障がいのある方ご本人以外が運転され、障がいのある方ご本人が同乗される場合

身体障害者1種の交付を受けている方又は療育手帳の1種交付を受けている方

《対象自動車》

登録できる自動車は障がいのある方お一人につき1台であり、割引が適用されるのは、登録車両でのご利用に限ります。

《車種要件》

自家用であること。(自動車検査証等に事業用と記載されている場合は、対象となりません。)

《所有者要件》

①障がいのある方ご本人が運転される場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

②障がいのある方ご本人以外が運転され、障がいのある方ご本人が同乗される場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

上記の方が自動車を所有していないときは、障がいのある方本人を継続して日常的に介護している方

(自動車検査証等に法人名が記載されているものや、法人名義の自動車を個人的に利用している場合は割引の対象となりません。また、福祉施設等が所有する自動車も割引の対象になりません。)

《必要なもの》

身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、障がいのある方ご本人が運転する場合は本人の運転免許証
(注)ETCをご利用になる場合は、上記のほかに障がい者本人名義(未成年の方は、保護者名義)のETCカード、車載機セットアップ申込書・証明書をご持参下さい。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

5) 国内航空運賃の割引制度

定期航空路線の国内線を利用する場合に、割引が受けられます。

割引内容は、航空会社によって異なりますので、旅行代理店等にご確認下さい。

《対象》

・身体障害者手帳又は療育手帳の第1種の方(12歳以上) 本人及び介護者

・身体障害者手帳又は療育手帳の第2種の方(12歳以上) 本人のみ

《手続き》

航空券販売窓口身体障害者手帳又は療育手帳を提示して下さい。

【担当】各航空会社の航空券販売窓口へ

6) NHK放送受信料免除制度

NHK放送受信料の全額又は半額が免除されます。

対象

【全額免除】

身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、又は、それに準ずる障がいがある方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員の方が市町村民税(住民税)非課税の場合。

【半額免除】

視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方及び重度の障がい(身体障害者手帳1級から2級、重度の知的

障がいと判定された方、精神障害者保健福祉手帳 1 級)のある方が世帯主で受信契約者である場合。

《手続き》

健康福祉課で証明書の申請を行い、NHK室蘭放送局へ提出してください。

《必要なもの》

障害者手帳、印鑑

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

NHK 室蘭放送局 電話 0570-077077

7) NTTのふれあい案内(無料番号案内)

電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障がいのある方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、番号案内を無料とする「ふれあい案内」を実施しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

NTT104 番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号(電話番号等)と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

《対象》

・身体障害者手帳の交付を受けている方のうち

視覚障害 1 から 6 級の方

肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1、2 級の方

・療育手帳の交付を受けている方

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(注)他に、戦傷病者手帳をお持ちの一部の方も対象になります。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】NTT ふれあい案内担当 フリーダイヤル 0120-104174

8) 携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料等が割引となります。(各携帯会社により、割引内容等が異なります。)

《対象》

身体障害者手帳、療育手帳の、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

《手続き》

各携帯会社のお客センター等に直接お問い合わせ下さい。

【担当】各携帯会社のお客センター等へ

9) 精神障害者社会復帰施設通所交通費助成

精神障がいのある方が、社会復帰訓練のために通所施設へ公共交通機関又は、自家用車を利用して通所する場合に、その交通費の2分の1を助成行います。

《手続き》

詳しいことは担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター健康指導グループ 電話 76-4006

10) じん臓機能障害者通院交通費補助金

じん臓機能障害がある方が、お住まいの市町村以外の医療機関で定期的に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている場合に交通費補助金が受けられます。

なお、補助金を受けるには、医療機関までの距離及び、所得要件がありますので、詳細は担当にお問合せください。

【担当】胆振総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課地域福祉係 電話 0143-24-9836
洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

6. 税金の控除・減免について

1) 所得税の控除

所得のある障がいのある方、または扶養している世帯に障がいのある方(児)がいる場合、毎年、申告することにより控除が受けられます。(当該年の12月31日現在において交付を受けている者)

- ・特別障害者 → 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者1級
- ・普通障害者 → 上記以外の手帳等級

特別障害者所得控除額40万円、普通障害者所得控除額27万円

《手続き》

手帳を掲示し、担当にご確認ください。

【担当】室蘭税務署 電話 0143-22-4151

2) 個人住民税の所得控除

所得のある障がいのある方、または扶養している世帯に障がいのある方(児)がいる場合、毎年、申告することにより控除が受けられる。(当該年の12月31日現在において交付を受けている者)

- ・特別障害者 → 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者1級
- ・普通障害者 → 上記以外の手帳等級

特別障害者所得控除額30万円、普通障害者所得控除額26万円

《手続き》

手帳を掲示し、申告してください。

【担当】洞爺湖町役場 税務財政課税務グループ 電話 74-3003

3) 個人住民税の非課税措置

障がいのある方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、毎年申告をすることで住民税が非課税となります。

《手続き》

手帳を掲示し、担当にご確認ください。

【担当】洞爺湖町役場 税務財政課税務グループ 電話 74-3003

4) 相続税の控除

障がいのある方が相続人となり、遺産の相続等があった場合、相続税の控除が受けられます。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】室蘭税務署 電話 0143-22-4151

5) 自動車税の課税免除・自動車取得税の減免

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免を受けることができます。

《対象》

【課税免除等の対象となる自動車】

課税免除の対象となる自動車は、身体等に障がいのある方1人につき自家用の自動車1台に限られます。

1. 身体障がいのある方又は生計を同じくする方が所有する自動車

- ・もっぱらその身体障がいのある方が運転をするもの
- ・その身体障がいのある方と生計を同じくする方が、もっぱらその身体障がいのある方のために運転をするもの(注)

2. 身体障がい等のある方だけで構成される世帯の方が所有する自動車

- ・身体障がいのある方を介護する方が、もっぱらその身体障がいのある方のために運転をするもの。

(※)町で発行する常時介護証明書が必要です。

3. 構造上、身体障がいのある方が利用するための自動車

(注)身体障がいのある方の通院、通学又は生業のために、その身体障がいのある方を自動車に乗せて、おおむね週1日以上運転することを継続的に行う場合に限りします。

【課税免除等の対象となる障がいの範囲】

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの級別
下肢不自由	1級から6級
体幹不自由	1級から3級、5級
視覚障害	1級から4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級から3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	(上肢機能)1級から3級 (移動機能)1級から6級
内部機能障害	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級
肝臓機能障害	1級から4級

2. 知的障がいのある方

- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により、知的障がいがあると判定された方

3. 精神に障がいのある方

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ～障害の等級が「1級」、「2級」又は「3級」の方
- ・精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると診断された方

(注)戦傷病者手帳の交付を受けている方も、課税免除等を受けられる場合があります

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】胆振総合振興局 課税課自動車税係 電話 0143-24-9581

6) 軽自動車税の減免措置

自動車税と同様に、軽自動車税についても一定の要件に当てはまるものは、申請により減免を受けることができます。

《対象》

自動車税の課税免除の対象とほぼ同じ内容ですが、詳細について担当までお問い合わせ下さい。

《手続き》

《必要なもの》 障害者手帳・車検証・運転される方の運転免許証・車の名義の方の印鑑

【担当】洞爺湖町役場 税務財政課税務グループ 電話 74-3003

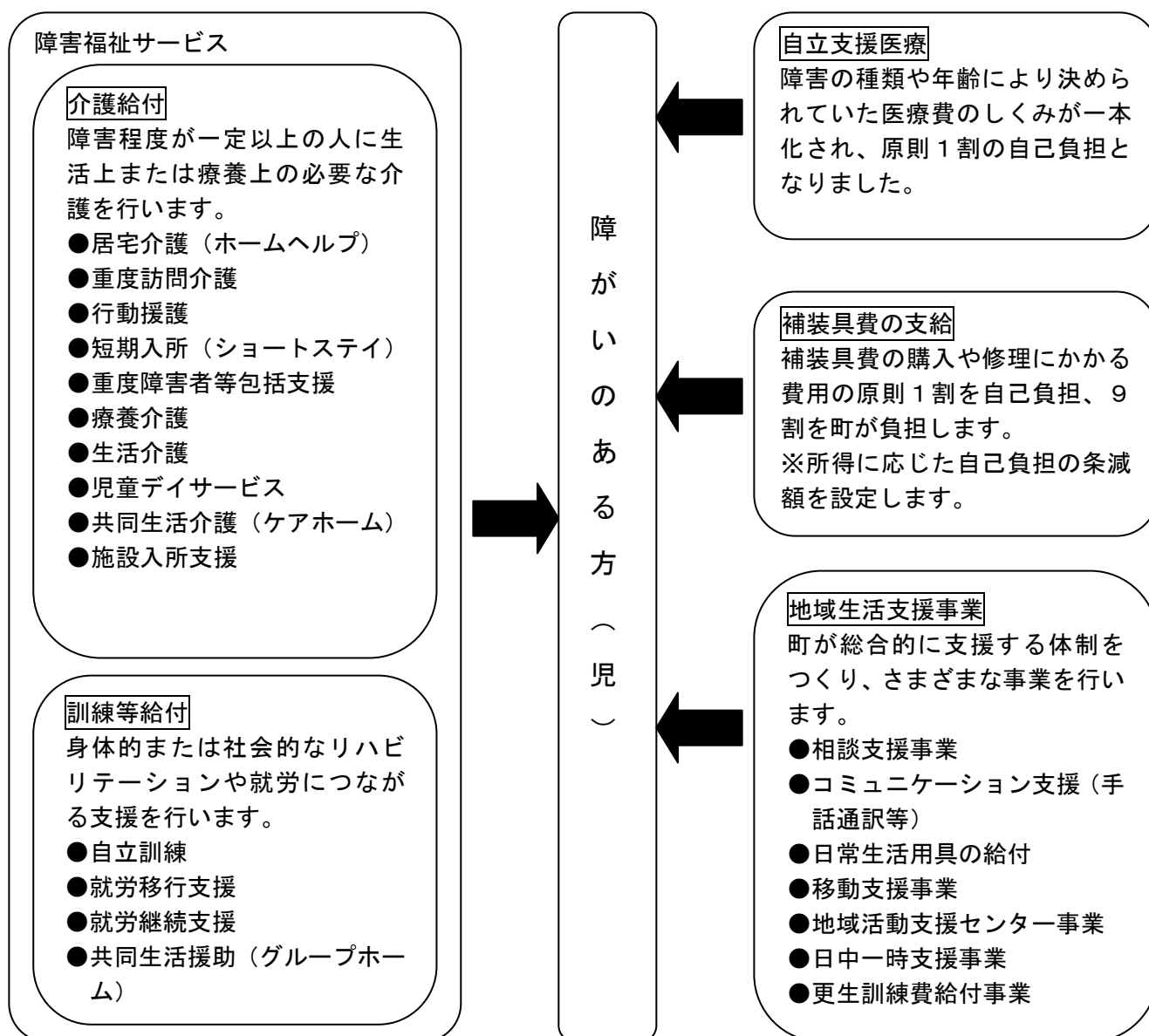
7. 障害者自立支援法に基づくサービス

《制度の概要》

れまでは身体障がいと知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていましたが、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。

《障害者自立支援法によるサービスのしくみ》

複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、総合的に障がいのある方の地域での自立した生活を支援します。



1) 障害福祉サービス

利用を希望される方の心身の状況や介護者の状況等を総合的に勘案して、サービス利用の可否やサービス量を決定します。

種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

《障害福祉サービスを利用したときにかかる費用》

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	町民税非課税世帯で障がいのある方または障がいのある児童の保護者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	町民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	0円
一般1	町民税所得割16万円未満 (障害児の場合は、保護者世帯の町民税所得割額28万円未満)	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者 9,300円 居宅で生活する障害児 4,600円
一般2	町民税所得割16万円以上 (障がいのある児童の場合は、保護者世帯の市民税所得割額28万円以上)	37,200円

※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い方は負担が軽減されます。

《サービスを受けることができる町内の事業所》

事業所名	サービス名	事業所所在地	電話	設置者
清水友愛の里	施設入所支援 生活介護 短期入所 就労継続支援B型	清水 142 番地 3	76-3298	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援B型	入江 44 番地 1	74-3988	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターいちばんぼし	生活介護 就労継続支援B型	泉 5 番地 1	76-1240	社会福祉法人あぶた福祉会
地域サポートセンターふれんど	共同生活介護 共同生活援助	入江 44 番地 1	76-5633	社会福祉法人あぶた福祉会
ふる里の丘訪問介護事業所	居宅介護	清水 21 番地 98	76-1303	社会福祉法人幸清会
ヘルパーステーションあじさい	居宅介護 重度訪問介護	高砂町 125 番地 46	76-1011	社会福祉法人北海道社会事業協会

※町外の事業所も利用できます。

《手続き》

希望されるサービスにより手続きが異なりますので、詳しいことは担当にお問合せください。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

2) 自立支援医療

サービスの内容、利用の手続きは9～10ページをご覧ください。

《費用》

原則1割が自己負担となりますが、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようにしています。

一定所得以下(市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	本人収入 80 万円以下	本人収入 80 万円超	市町村民税(所得割額) 3 万 3 千円未満	市町村民税(所得割額) 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	市 町 村 民 税 (所得割額) 23 万 5 千円以上
0 円	負担上限額 2,500 円	負担上限額 5,000 円	負担上限額 医療保険の負担上限額		自立支援医療 対象外 (医療保険の 負担上限額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 10,000 円	負担上限額 40,200 円	
			重度かつ継続		
			負担上限額 5,000 円	負担上限額 10,000 円	負担上限額 20,000 円

【担当】(育成医療)室蘭保健所 子ども・健康推進課子ども未来係 電話 0143-24-9845
(更生医療)洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001
(精神通院医療)洞爺湖町役場健康福祉課健康福祉センター 電話 76-4006

3) 補装具費

身体障害者手帳の交付を受けた方は、必要に応じて障害を補う補装具の交付、修理を受けられます。

《補装具の種類》

視覚	義眼、眼鏡、盲人安全杖等
聴覚	補聴器
音声、言語	意思伝達装置等
肢体	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置

(注)他法(労働者災害補償保険法、介護保険法等)の規定による補装具交付(修理)が受けられる方は、他法による給付が優先されます。

《費用》

原則1割が自己負担となりますが、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	町民税非課税世帯の人	0円
一般	町民税課税世帯の人	37,200円

※一般区分の方で、世帯の生計中心者の町民税の所得割額が46万円を越える場合は補装具費の支給対象外となります。

《手続き》

購入する前に申請が必要です。

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

8. 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に、「地域生活支援事業」を実施します。

1) 相談支援事業

障がいのある方・家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行います。

詳細は「2. 各種相談について」をご覧ください。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい及び音声又は言語障がいのある方が、官公庁、医療機関などにおいて円滑な意思の疎通が図られるよう手話通訳者を派遣しています。

《派遣の対象》

- ・保健、医療、福祉に関すること。
- ・官公庁等における手続き等に関すること。
- ・児童の保育、教育等に関すること。
- ・地域生活における人間関係に関すること。
- ・財産及び契約等社会生活に関すること。
- ・雇用、労働等に関すること。
- ・社会生活上必要な文化、教養に関すること。

《手続き》

担当にお申し出下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

3) 日常生活用具の給付事業

障がいのある方(児童)の日常生活がより円滑に行なわれるよう、次の用具が給付又は貸与されます。また、原則1割が自己負担となりますが、負担が重くならないよう所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

(注)介護保険に該当する場合は、介護保険が優先します。

《手続き》

事前に申請が必要です。

《必要なもの》申請書、見積書、身体障がい者手帳、印鑑、所得が確認できる書類

《日常生活用具の種目、対象者》

種目	対象者
介護・訓練支援	特殊寝台 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者
	特殊マット 下肢若しくは体幹機能障害 1 級の身体障害者(常時介護を要するものに限る。)、下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の障害児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるもの(それぞれ原則として 3 歳以上のものに限る。)
	特殊尿器 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者・児(常時介護を要するもの及び原則として学齢以上のものに限る。)

具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者・児(入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの及び原則として 3 歳以上のものに限る。)
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者・児(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの及び原則として学齢以上のものに限る。)
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として 3 歳以上のものに限る。)
	訓練いす(障害児用)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(原則として 3 歳以上のものに限る。)
	訓練用ベッド(障害児用)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(原則として学齢以上のものに限る。)
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があつて、入浴に介助を必要とする身体障害者・児(原則として 3 歳以上のものに限る。)
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)
	頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの
	T 字杖・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者・児 (注) 必要に応じて、付属品等の加算を認める。
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者・児(原則として 3 歳以上のものに限る。)
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者と判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(それぞれ原則として学齢以上のものに限る。)
	火災報知器	障害等級 2 級以上の身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるものであつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。) (注) 1 世帯につき、2 台を限度とする。
	自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるものであつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の身体障害者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度若しくは最重度であつて 18 歳以上のもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の身体障害者(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)

在宅療養等支援用具	透析液加温器		腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者・児(原則として 3 歳以上のものに限る。)
	ネブライザー (吸入器)		呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者・児であって必要と認められるもの(原則として学齢以上のものに限る。)
	電気式たん吸引機		呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者・児であって必要と認められるもの(原則として学齢以上のものに限る。)
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計 (音声式)		視覚障害 2 級以上の身体障害者・児であって原則として学齢以上のもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)
	盲人用体重計		視覚障害 2 級以上の身体障害者(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢以上のものに限る。)
	情報・通信支援用具		視覚障害又は上肢障害 2 級以上の身体障害者
	点字図書		主に点字により情報の入手を行っている視覚障害者及び障害児(原則として障害等級 2 級以上のものに限る。)
	点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者であって、必要と認められるものに限る。)
	点字器携帯用	A	視覚障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。)
		B	
	点字器標準型	A	
		B	
	点字タイプライター		視覚障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	A 録音再生機	視覚障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)
		B 再生専用機	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害 2 級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障害 2 級以上の身体障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則として学齢以上のものに限る。)
	盲人用時計	A 触読時計	視覚障害 2 級以上の身体障害者(音声時計にあつては、原則として手指の触覚に障害がある等のため、触読時計の使用が困難なものに限る。)
		B 音声時計	
	聴覚障害者用通信装置		電話(難聴用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚又は音声・言語機能障害 3 級以上の身体障害者であって、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
	人工喉頭	A 笛式	喉頭摘出者
		B 電動式	
	福祉電話(貸与)		聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として障害等級 2 級以上のものに限る。)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)

排泄 管理 支 援 用 具	蓄尿袋		ストーマ増設者でぼうこう機能障害者 (注) 限度額は、1 か月分の給付に係る限度額とする。 6 か月分までの給付の申請を、1 度に行うことができる。
	蓄便袋		ストーマ増設者で直腸機能障害者 (注) 限度額は、1 か月分の給付に係る限度額とする。 6 か月分までの給付の申請を、1 度に行うことができる。
	紙おむつ等		高度の排便機能障害者・児、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者・児 (注) 限度額は、1 か月分の給付に係る限度額とする。 6 か月分までの給付の申請を、1 度に行うことができる。
	収尿器(男性用)	A 普通型	高度の排尿機能障害者
		B 簡易型	
	収尿器(女性用)	A 普通型	高度の排尿機能障害者
B 簡易型			
住宅 改 修 費	居室生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳変病による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢以上の障害者及び障害児であって障害等級 3 級以上の者(特殊便器への取替えについては、上肢障害等級 2 級以上の者)とする。

《費用》

原則 1 割が自己負担となりますが、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	町民税非課税世帯の人	0円
一般	町民税課税世帯の人	37,200円

※一般区分の方で、世帯の生計中心者の町民税の所得割額が46万円を越える場合の支給対象外となります。

《手続き》

購入する前に申請が必要です。

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出のための支援を行ないます。

原則 1 割が自己負担となりますが、障害福祉サービスの利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようになっています。

《対象》

町内に居住地を有する障害者手帳の交付を受けている満15歳以上のもの

《手続き》

担当にお申出下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

5) 地域活動支援センター事業

障がいのある方が、ものづくり、体験活動、イベント参加をして楽しく過ごすことができる地域活動支援センター『ゆうあい』を設置しています。社会との交流促進を図ることを目的としています。

《対象者》

障がいのある方等

《開催日》

毎週火曜日と金曜日の午後1時から午後4時まで

※イベントについては清水友愛の里の行事への参加となります。

《設置場所》

清水友愛の里 洞爺湖町清水142番地3

《申込先》

清水友愛の里へお申込ください。 電話 76-3298

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

6) 更生訓練費給付事業

身体障害者更正援護施設に入所している方等に対し、社会復帰の促進を目的とした、訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。

《対象》

自立訓練・就労移行支援を利用している身体障がいのある方、または施設に入所しており更生訓練を受けている方で、その利用者負担額が0と同様の状態にある方

《手続き》

担当にお申し出下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

7) 日中一時支援事業

障がいのある方等に対する日中における一時的な活動の場の提供、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

原則 1 割が自己負担となりますが、障害福祉サービスの利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようにしています。

障がいのある方等に対する日中における一時的な活動の場の提供、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

原則 1 割が自己負担となりますが、障害福祉サービスの利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようにしています。

《対象》

町内に居住地を有する障がいのある方で、日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援の必要があるもの

《手続き》

担当にお申し出下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

9. その他の制度について

1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

心身に障がいを持ち、歩行が困難な方が自分で運転または同乗している自動車については、公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合は、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。

対象

障害の区分		障害の級別	戦傷病者
身体障害	視覚障害	1 級から 4 級の 1	特別項症から第 4 項症
	聴覚障害	2 級、3 級	特別項症から第 4 項症
	平衡機能障害	3 級	特別項症から第 4 項症
	上肢不自由	1 級から 2 級の 2	特別項症から第 3 項症
	下肢不自由	1 級から 4 級	特別項症から第 4 項症
	体幹不自由	1 級から 3 級	特別項症から第 4 項症
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1 級、2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。)	
		移動機能 1 級、2 級	
	心臓機能障害	1 級、3 級	特別項症から第 3 項症
	じん臓機能障害	1 級、3 級	特別項症から第 3 項症
	呼吸器機能障害	1 級、3 級	特別項症から第 3 項症
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3 級	特別項症から第 3 項症
	小腸の機能障害	1 級、3 級	特別項症から第 3 項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級	
	肝臓機能障害	1 級から 3 級	
知的障害		重度 (A)	
精神障害		1 級	

(注)上記のほかに、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

《手続き》

申請により駐車除外標章を受けることができます。交付基準その他詳しい内容については、お近くの警察署交通課又は方面本部交通課若しくは警察本部交通規制課駐車対策係(011-251-0110 内線 5187)までお問合せください。

【担当】伊達警察署交通課 電話 22-0110(代表)

2) 車いすの貸出

通院や旅行等で一時的に車いすを必要とする方に対して貸出を行っております。(利用料はかかりません。)

《続き》

担当にお申出下さい。

【担当】洞爺湖町社会福祉協議会 電話 76-4363

3) 生活福祉資金制度

障がいのある方が生業を営むのに必要な経費、就職するために必要な支度をする経費、生業を営み又は

就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費等を貸し付ける制度です。

《手続き》

地域の民生委員に相談し、洞爺湖町社会福祉協議会にお申し出下さい。

※連帯保証人が必要です。

【担当】洞爺湖町社会福祉協議会 電話 76-4363

4) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)では、福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理、年金証書など大切な書類の預かりをお手伝いしています。ご利用いただけるのは、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅生活の方です。

なお、1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費、書類等の預かりで金融機関の貸金庫などを利用する場合は費用の実費をいただきます。

《手続き》

詳細については担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町社会福祉協議会 電話 76-4363

5) 町営住宅の入居資格

単身者の町営住宅への申込みは60歳以上となっているが、年齢要件に関係なく町営住宅の申込みが可能
身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級

《手続き》

詳細については担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町役場 建設課建築・住宅グループ 電話 74-3007

6) 町営住宅の家賃算定における控除

障害者手帳所持者は家賃算定の際、控除を受けることができる。

《手続き》

詳細については担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町役場 建設課建築・住宅グループ 電話 74-3007

7) 成年後見制度

障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する方(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

《対象、手続き》

詳しいことは担当にお問合せ下さい。

【担当】札幌家庭裁判所 室蘭支部 電話 0143-44-6733

8) 郵便等による不在者投票制度

投票所で投票することが困難な重度身体障がいのある方が郵便等で投票できる制度です。

《対象》

両下肢・体幹・移動機能の障がいのある方 1級、2級

内部障がいのある方(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい)1級、3級、(免疫、肝臓)1級から3級

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町 選挙管理委員会 電話 74-3000

9) マル優制度

身体障害者手帳の交付を受けている方などについて、一人あたり元本350万円まで利子等に税金がかからない制度です。

《手続き》

詳細は金融機関窓口にお問合せください。

【担当】各金融機関窓口

10) 障害者入浴助成

洞爺いこいの家で入浴できる障害者入浴助成券を役場健康福祉課、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所で販売。大人1枚150円、小学生1枚50円、幼児1枚20円

《対象》

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又はB判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級

《手続き》

事前に、障害者入浴助成券を役場窓口で購入してください。

購入時及び入浴時には障害者手帳を提示してください。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001

11) 福祉有償運送サービス

障がいのある方(身体、精神、知的)などで、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の方を対象に、ご自宅と医療機関の間を有料で移送します。なお、町主催の判定会議において必要と認められた場合に限りです。

《運送区間》

自宅から、町内・伊達市の病院・薬局まで

《料金》

移送範囲 発・着地	町内(虻田まで)	町内(洞爺まで)	伊達市内まで
虻田地区	250 円		1,500 円
温泉地区	500 円		1,500 円
月浦地区	500 円		1,500 円
花和地区	1,000 円	250 円	2,000 円
洞爺地区	1,000 円	250 円	2,000 円

《手続き》

詳細については担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町在宅介護支援センター 電話 76-4006

12) オストメイト対応トイレ設置公共施設

下記の公共施でオストメイト対応トイレを設置しています。各施設に御用のある方だけでなく、外出先でお困

りの方もご利用ください。

《設置施設》

洞爺湖町役場、洞爺湖文化センター、虻田ふれ愛センター、JR洞爺駅前公衆トイレ、洞爺湖温泉噴水公園
広場公衆トイレ

13) 障がいのある方に関するマーク

障がいのある方に関するマークは、主に次のようなものがあります。皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

種類	内容
国際シンボルマーク 	障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 なお、このマークは、すべての障がいのある方を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がいのある方を限定し使用されるものではありません。
身体障害者標識 (障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に貼る標識で、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法により罰せられます。
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者シンボルマーク (国際マーク) 	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 定期刊行物やポスター、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。
聴覚障害者シンボルマーク (国内マーク) 	聴覚障がいある方であることを表す国内で使用されているマークです。 聴覚障がいある方は、見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。 預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。
盲人のための国際シンボルマーク 	視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークで、青地に白で視覚障害者が右手に白杖を持って歩く姿をデザイン化しています。 信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに、設置・添付されています。 マークを見かけた際には、視覚障害者の方へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

ほじょ犬マーク 	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。 「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。 このマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。
オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
ハートプラスマーク 	身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 内部障がいをもつ方は、外見からは障害があることが分かりにくいいため、電車の優先席を使用するときなどで誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりすることがあります。 みなさまにも、「身体内部に障がいを持つ方」に対してのご理解・ご配慮と、ハート・プラスマークの普及活動についてご協力をお願いいたします。

10. 雇用の促進について

障がいのある方の職業紹介、就職後の相談等に応じ、「職業安定法」「雇用対策法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」などにより、雇用の安定と促進を図っています。

1) 北海道障害者職業能力開発校の入学

職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し、北海道が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。障がいのある方々が、職業訓練を通じて知識や技能・技術を習得し、就業による自立を図るとともに、産業の発展に寄与する人材を養成することを目的としています。

昭和 40 年 4 月砂川市に設置された国立の北海道障害者職業能力開発校では、総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD 機械科、建築デザイン科、総合実務科(知的障がい者のみ)の訓練を行っています。

《募集対象者》

- ・職業的自立が見込まれる方で、就労意思のある方
- ・就労に必要な知識、技能を習得する意思のある方
- ・障がいの症状が固定している方で集団生活が可能な方

《応募資格》

◎普通過程(総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD機械科、建築デザイン科)は次のいずれにも該当する方です。

- ・学校教育法による高等学校を卒業した方若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を持った方

◎短期過程(総合実務科)は次のいずれにも該当する方です。

- ・一般求職者等の方
- ・療育手帳の交付を受けている方または公的機関の判定を受けた方

《在校中の特典》

- ・授業料は無料です。
- ・入校日現在雇用保険の受給資格者には、修了日まで雇用保険が延長給付されます。
- ・雇用保険対象以外の方で、職業安定所長の受講指示を受けた方には職業訓練手当が給付されます。

入校を希望される方は、入校相談担当者へおたずね下さい。

【担当】国立北海道障害者職業能力開発校 電話 0125-52-2774

2) 事業主に対する諸制度

事業主に対しては雇用率の設定、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用事業、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給など各種援護制度により、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図っています。

【担当】ハローワーク伊達 電話 23-2034

3) 障害者就業・生活支援センター事業

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関(公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等)との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

【担当】胆振日高 障がい者就業・生活支援センター すて〜じ 電話 0142-82-3930

11. 特別支援教育・障害児保育について

1) 特別支援教育就学奨励費支給事業

特別支援教育学級に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給します。(準要保護世帯及び準要保護世帯に限る。)

	支給区分	支給額	
		小学生	中学生
学用品費	準要保護世帯	11,100円	21,700円
新入学用品費	準要保護世帯	19,900円	22,900円
修学旅行費	要保護世帯・準保護世帯	実費	実費
給食費	要保護世帯・準保護世帯	実費	実費
医療費	準保護世帯	実費	実費
体育実技用品 (スキー用品一式)	準保護世帯	1・4年生	1年生
		現物支給	現物支給
校外活動費	準保護世帯	実費	実費
通学用品費	準保護世帯	2・6年生	2・3年生
		2,170円	2,170円
通学費	準保護世帯	片道4km以上	片道6km以上
		3,000円	3,000円

《手続き》

申請書、収入がわかる書類

【担当】 洞爺湖町教育委員会 管理課 学校教育グループ 電話 74-3009

2) 保育料の減免

世帯の収入により、保育料が2階層、又は3階層に決定した世帯に、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、又は特別児童扶養手当の支給を受けている障がいのある方がいる世帯(保育所に入所している児童と同一生計の者に限る)については、保育料を減免します。

《手続き》

障害者手帳又は手当支給を証明する書類、入所児童と同一生計世帯であることを証明する書類

【担当】 洞爺湖町教育委員会 管理課 保育・高校教育グループ 電話 74-3009

3) 障がい児保育

3歳以上で障がいの程度が中程度であり、集団保育が可能な児童を対象に実施しています。原則、児童1人に対し保育士1人を配置。本町保育所で実施(定員2名)しています。

《手続き》

障害者手帳又は手当支給を証明する書類

【担当】 洞爺湖町教育委員会 管理課 保育・高校教育グループ 電話 74-3009

4) 家庭訪問

発達等に遅れのある乳幼児について、医療や療育へつなげたり、福祉制度の活用、両親の育児支援を行っています。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター健康指導グループ 電話 76-4006

12. 参考資料

1) 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則 別表第五号 (第五条関係)

身体障害者障害程度等級表

等 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語障害 又はそし やく機能 の障害	肢 体 不 自 由	
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢
1 級	両眼の視力(万国式 試視力表によって測 ったものをいい、屈折異 常のある者について は、きょう正視力につ いて測ったものをい う。以下同じ。)の和 が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.02以上0.04以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が95パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル がそれぞれ100デジ ベル以上のもの (両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で 欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの
3 級	1 両眼の視力の和が 0.05以上0.08以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が90パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル が90デジベル以上の もの (耳介に接しなけれ ば大声語を理解し得 ないもの)	平衡機 能の極め て著しい 障害	音声機 能、言語 機能又は そしやく 機能の喪 失	1 両上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全 廃したもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠 くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの
4 級	1 両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベ ルが80デジベル以 上のもの (耳介に接しなけれ ば話声語を理解し 得ないもの) 2 両耳による普通 話声の最良の語音 明瞭度が50パーセ ント以下のもの		音声機 能、言語 機能又は そしやく 機能の著 しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃し たもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機 能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10cm以上 又は健側の長さの10分の1以上短 いもの
5 級	1 両眼の視力の和が 0.13以上0.2以下の もの 2 両眼による視野 の2分の1以上が欠 けているもの		平衡機能 の著しい 障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃し たもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節又は膝関節の機 能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃し たもの 3 1下肢が健側に比して5cm以上 又は健側の長さの15分の1以上短 いもの
6 級	1 眼の視力が0.02以 下、他眼の視力が0.6 以下のもので、両眼 の視力の和が0.2を超 えるもの	1 両耳の聴力レベ ルが70デジベル以 上のもの(40セン チメートル以上の 距離で発声された 会話を理解し得 ないもの) 2 1側耳の聴力レ ベルが90デジベル 以上、他側耳の聴 力レベルが50デジ ベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2 指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で 欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい 障害
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の軽 度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障 害 4 ひとさし指を含めて1上肢2指 の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び 小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び 小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の著しい障 害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足 関節のうち、いずれか1関節の機 能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 6 1下肢が健側に比して3cm以上 又は健側の長さの20分の1以上短 いもの
備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せ られているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることが出来る。					

身体障害者障害程度等級表

等 別	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体 幹	乳児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心 臓	じん 臓	呼 吸 器	ぼうこう又は 直 腸 の 機 能 障 害	小 腸	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害
1 級	体幹の機能 障害により坐 っていること ができないもの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活動 作がほとん ど不可能な もの	不随意運 動・失調等 により歩行 が不可能な もの	心臓の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	じん臓の機 能の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	呼吸器の機 能の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	小腸の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活がほ とんど不可能 なもの	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 がほとんど不 可能なもの
2 級	1 体幹の機 能障害により 坐位又は保 つことが困 難なもの 2 体幹の機 能障害により 立ち上がる ことが困 難なもの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活動 作が極度に 制限される もの	不随意運 動・失調等 により歩行 が極度に制 限されるもの						ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活が極 度に制限され るもの	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 が極度に制限 されるもの
3 級	体幹の機能 障害により歩 行が困難な もの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活動 作が著しく 制限される もの	不随意運 動・失調等 により歩行 が家庭内 の日常生活活動 に制限される もの	心臓の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	じん臓の機 能の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	呼吸器の機 能の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	小腸の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活が著 しく制限され るもの（社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの を除く。）	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 が著しく制限 されるもの（社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの を除く。）
4 級		不随意運 動・失調等 により上肢 の機能障害 により社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの	心臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	じん臓の機 能の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	呼吸器の機 能の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	小腸の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	肝臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの
5 級	体幹の機能 の著しい障害	不随意運 動・失調等 により上肢 の機能障害 により社会 での日常生活 活動に支障 があるもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活 活動に支障 があるもの							
6 級		不随意運 動・失調等 により上肢 の機能の劣 るもの	不随意運 動・失調等 により移動 機能の劣る もの							
7 級		上肢に不 随意運動・ 失調等を有 するもの	下肢に不 随意運動・ 失調等を有 するもの							
備 考	4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。									

2) 国民年金法障害等級表

国民年金法障害等級表(障害基礎年金、特別児童扶養手当適用)

障害の程度		障害の状態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	咀嚼の機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3) 障害児福祉手当障害程度表

- (1) 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の障害に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

4) 特別障害者手当障害程度表

次の①から④までの1つに該当するものを対象とします。

- ①下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい2以上存するもの
- ②下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障がい2つ存し、あわせて3つの障がい1つが存するもの
- ③下表(3)から(5)までに規定する身体の機能の障がい1つ存し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価(点数評価)が極めて重度であると認められるもの
- ④下表(6)から(7)に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は精神の障がいにあつては、日常生活能力の評価(点数評価)が極めて重度であると認められるもの

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100でデシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

洞爺湖町役場 健康福祉課
〒049－5693 虻田郡洞爺湖町栄町58番地
TEL 0142－74－3001